

## 不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		集会施設の利用許可の取消し等
所 管 部 課 係 名		市民生活部環境課環境保全係
根 拠 法 令 及 び 条 項		新座市営墓園条例第25条
処 分 基 準	関 係 条 項	新座市営墓園条例第26条及び新座市営墓園規則第19条
	基 準	<p>1 管理者は、前条第1項の許可を受けた者（以下「利用権利者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき又は集会施設の管理上特に必要があるときは、当該利用に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 不正な手段によって許可を受けたとき。</p> <p>(2) 利用許可の際に付した条件又は指示に違反したとき。</p> <p>2 利用権利者は、集会施設の利用を終わり原状に復した後は、直ちに職員にその旨を告げ、点検を受けなければならない。</p>
	参 考 事 項	新座市営墓園条例第25条第2項の規定により、市は、利用権利者が、前項各号の一に該当する理由により同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。
準	設 定 等 年 月 日	平成11年7月1日設定（平成29年3月22日最終変更）